

徳島市監査委員告示第25号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月1日

徳島市監査委員 笠井寿範
同 藤原晃
同 須見矩明
同 藤田真由美

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等
財政部 財政課、財産管理活用課、市民税課、資産税課、納税課

2 対象期間等

令和7年4月1日から令和7年8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和7年9月16日から令和7年11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

財政部における財務に関する事務の執行は、おむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
財政課			1				1
財産管理活用課		1	1				2
市民税課		1					1
資産税課							0
納税課					1		1
合 計	0	2	2	0	1	—	5

○財政課

契約事務

- 1 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。
- ・財務会計システム等賃貸借契約に基づく賃貸借料の支出
契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日
令和7年度支出負担行為額：13,483,000円
令和7年度分の支出について部長決裁としており、決裁権者は適正であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。
予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○財産管理活用課

支出事務

- 2 決裁書に支払方法を資金前渡とする旨及び前渡を受ける職氏名の記載がなかった。
- ・運転経歴証明書の交付申請について
資金前渡は支出の特例であるため、決裁書に「資金前渡」とする旨及び「前渡を受ける職氏名」について明確にする必要がある。
令和4年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

契約事務

- 3 カーナビ付き公用車において、放送受信契約を締結していないものがあった。
- ・自動車リース契約
リース契約で借り受けている電気自動車2台について、テレビ受信機能が付いたカーナビが付属していたが、貸主と借主のどちらにおいても放送法第64条第1項に基づく放送受信契約が締結されていなかった。

当該車両の放送受信契約について、リース契約条項の確認のほか、関係団体と必要事項を協議のうえ、適切な事務処理を実施されたい。

○市民税課

支出事務

4 支出負担行為書において、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・徳島たばこ販売協同組合補助金

補助金額：210,000 円

補助金の専決権については、事務決裁規程第5条別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件20万円を超える30万円以下のその他の補助金の決裁権者を「副部長」とすべきところ、「課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○納税課

手当・その他

5 公印承認の手続きが行われていなかった。

- ・徴税事務専用市長印の押印承認

公印を押印する際には、文書取扱規程第26条第2項に基づき、公印の保管責任者に原議を添えて提出し、公印承認印の押印を受ける必要があるものの、公印承認印を作成しておらず、その押印を受けていなかった。

公印承認印を作成し、文書取扱規程に基づいた適正な事務処理を実施されたい。